

熊本市下水道用鑄鉄製防護ふた

呼び 300

設置・施工基準書

令和3年度制定

熊本市上下水道局

1 適用範囲

この基準書は、熊本市で使用する下水道用鋳鉄製防護ふた呼び 300（以下「マンホールふた」）について規定する。

2 設置基準

2-1 防護ふたの荷重区分による使い分け

ふたの荷重区分による設置については、日本下水道協会の規格である「熊本市標準設計運用基準書」に準じるものとし、設置基準を表-1に示す。

表-1 ふたの荷重区分による設置基準

防護ふた呼び	荷重区分	ふた表面	設置個所
呼び 300	T-25	スリップ防止	車道(乗入部含む)*
	T-14	スリップ防止	歩道*

※ 歩道（国道除く）及び1級・2級市道以外のその他の市道（市街化調整区域に限る）で車線区分の無い道路、私道、法定外公共物（里道・水路）

3 施工基準

防護ふたの施工は、JSWASG-3〔参考資料 1〕に準拠する。